

特定非営利活動法人 日本パラクレ射撃連盟

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人 日本パラクレ射撃連盟という。

英語名では Japan Para Clay Target Shooting Federation（略称：JPCSF）と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、障がい者のスポーツ活動を支援し、中でもパラクレ射撃競技を振興する各種事業を行うことにより障がい者の機能回復と健康の増進を図るとともに、障がい者の社会的自立とインクルーシブな社会を促進し、もって障がい者の福祉の増進及びスポーツの振興、国際協力の活動に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① パラクレ射撃の普及及び技術力の向上、選手育成に関する事業
- ② パラクレ射撃の国際大会派遣及び選手選考に関する各種の事業
- ③ クレーシミュレーターを活用してタレントの発掘、体験会に関する事業
- ④ パラクレ射撃普及振興に関する事業の受託

- ⑤ その他、法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 普通会員 この法人の趣旨に賛同しその目的達成に協力する個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し事業を援助する個人及び団体

(入 会)

第7条 この法人の会員になるための入会条件は定めない。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を書面又は電磁的方法をもって理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を承認しないときは、速やかにその理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 各会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の届出を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 各会員は、所定の退会届を書面又は電磁的方法をもって理事長に提出し任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 各会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費等及びその他抛出金品は理由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別と定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は理事の互選による。

3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐しこの法人の業務を執行する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

6 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は、法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所

轄庁に報告すること

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が集結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第19条 役員は役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を得ることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するために事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任命する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算案の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項
- (11) その他、理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎年1回以上、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電

磁的方法をもって、少なくとも総会の日7日前までに通知しなければならない。

- 4 総会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、役員のみならず社員も発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の総会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、事前に通知された事項について書面又は電磁的方法で表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定にもかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の10日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、IT・ネットワーク技術を活用することによる、リモートによる開催もすることができるものとする。ただし、その場合、理事が発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることが必要とする。また、前項の理事会の招集通知にリモートによる開催によるものであることを記載するものとする。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

- 第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項、第38条1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名

(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びそれに伴う活動予算は、各事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(補正予算)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 4 9 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定（NPO 法第 31 条）
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第 5 0 条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属)

第 5 1 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残余する財産は、公益財団法人日本バラスポーツ協会に譲渡するものとする。

(合 併)

第 5 2 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 3 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する。法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

第 10 章 雑 則

(細 則)

第 5 4 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	石原 義弘
副理事長	飯田 尚美
専務理事	大山 宏
監 事	松北 えり子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	2,000 円	年会費	3,000 円
(2) 普通会員	入会金	1,000 円	年会費	2,000 円
(3) 賛助会員	入会金	10,000 円	年会費	10,000 円

(縦覧用)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
1	理事長	いしはら 石原 義弘	非公表	無
2	副理事長	いいだ 飯田 尚美		無
3	専務理事	おおやま 大山 宏		無
4	監 事	まつきた 松北 えり子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

国際的な肢体不自由者の射撃競技は、パラリンピックの正式種目ライフル・ピストルでしたが、2018年にパラトラップ射撃競技（パラクレ射撃）が国際パラ射撃連盟（WSPS）に正式競技として加わりました。今後この競技もパラリンピックに正式採用される国際的な動きとなっています。日本としても日本障がい者スポーツ射撃連盟（ライフル・ピストル）に、障がい者の射撃競技団体としてパラトラップ競技に参加すべく、連盟加盟団体の下部組織としてパラクレ射撃部会が発足した。国内のクレ射撃競技の加盟部会として日本クレ射撃協会にも加盟しました。

2022年、日本障がい者スポーツ射撃連盟が、業務執行を伴う専門委員会を立ち上げ、パラトラップ委員会が組織化しました。パラトラップ委員会はパラクレ射撃の国内中央競技団体となり、日本障がい者スポーツ射撃連盟が名称変更した日本パラ射撃連盟の承認を受けパラトラップ委員会として活動を始めました。同時に、日本クレ射撃協会の加盟部会でもあるパラクレ射撃部会は、選手会として日本パラ射撃連盟の加盟団体となっています。

以上のように、任意団体として実施してきた活動や事業を、スポーツ庁はじめ国、地方行政、関連団体と連携して地域に定着させ、助成金・補助金・寄付等の資金援助や人的支援を得るためには、社会的信頼を深めていく必要があります、法人格の取得が不可欠であると考えました。又、当団体の活動が営利目的ではなく、不特定多数の市民に参加していただくインクルーシブな活動であることから特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

日本パラクレ射撃連盟が法人化することによって、従来20歳にならないと取得できない銃所持の資格を障がい者にも18歳から得られるよう推薦を受けやすくなります。また、10歳以上から射撃のシミュレーターで実践さながらな練習も可能となり、その他のスポーツ競技と同様の低年齢からスタートができるようになります。生涯スポーツとしての性格も有する競技であるため、法人化による信用性を担保する事により社会普及効果があり、国内での競技人口を増加させる事にも繋がり、総合的にみて当該競技を国際的レベルに向上させられる期待が持てます。

2 申請に至るまでの経過

- 2018年4月 出雲ライフル射撃場の下部組織として任意団体 パラクレ射撃部会を設立
- 2018年4月 特定非営利活動法人 日本パラ射撃連盟 2次団体としてパラクレ射撃部会加入
- 2022年6月 特定非営利活動法人 日本パラ射撃連盟 1次加盟団体パラクレ射撃部会とする (PF)
- 2022年11月 特定非営利活動法人 日本パラ射撃連盟内にパラトラップ委員会設立 (NF)
- 2025年4月 パラトラップ委員会及びパラクレ射撃部会理事会において法人化推進が決まる
- 2025年6月 日本パラ射撃連盟内パラトラップ委員会 (NF) を日本パラクレ射撃連盟とし、加盟団体としてパラクレ射撃部会 (PF) とする。パラクレ射撃部会総会にて決議しました。

令和 7 年 10 月 5 日

特定非営利活動法人 日本パラクレ射撃連盟
設立（代表）者 住所又は居所
岡山県倉敷市安江214番地3
氏名 石原 義弘

令和 7 年度事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟

1 事業実施の方針

- ① 選手技術力の向上
- ② 国際大会派遣基準ラインをMQS（注1）とし、連盟公式選考会実施
- ③ クレーシミュレーターを活用してタレントの発掘、体験会に派遣開催
- ④ パラクレー射撃指導者の育成

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
パラクレー射撃の普及及び技術力の向上、選手育成に関する事業	強化合宿	11月～3月	岡山県 その他	5名	6名	200
パラクレー射撃の国際大会派遣及び選手選考に関する各種の事業	125ヶ打ちMQSクリア条件	11月～3月	岡山県 その他	5名	MQS(注1) クリア 6名	100
クレーシミュレーターを活用してタレントの発掘、体験会に関する事業	クレーシミュレーターを使い誰でも体験可能	11月～3月	リハビリセンター	4名	障害者 10名	60
パラクレー射撃普及振興に関する事業の受託	パラクレー射撃教室	11月～3月	倉敷市内 体育館	5名	10歳以上誰でも12名	100

注1：Minimum Qualification Score（MQS） 最低資格スコア

世界パラ射撃連盟（WSPS）が認定する大会で少なくとも1つの種目で最低資格スコア（MQS）を達成している必要があります。 World Shooting Para Sport（WSPS）

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定	実施予定	従事者の 予定人数	支出 見込額 (千円)
		日 時	場 所		

令和 8 年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟

1 事業実施の方針

- ① 技術力の向上、選手育成に関する事業
- ② ワールドカップ大会遠征（障がいクラス審査）
- ③ 学校・施設・病院等へ出張体験会
- ④ パラクレー射撃普及振興に関する事業の受託

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
パラクレー射撃の普及及び技術力の向上、選手育成に関する事業	強化・育成合宿	12月～3月	岡山県クレー射撃場	2名	強化指定選手3名	150
パラクレー射撃の国際大会派遣及び選手選考に関する各種の事業	WSPS（注2）派遣事業	4月～11月	チェコもしくはイタリア	2名	派遣選考会合格者3名	300
クレーシミュレーターを活用してレントの発掘、体験会に関する事業	クレーシミュレーターを使い誰でも体験可能	11月～2月	リハビリセンター及び学校	2名	障がい者10名	40
パラクレー射撃普及振興に関する事業の受託	パラクレー教室	4月～2月	倉敷きらめき	3名	10歳以上12名	10

注2：World Shooting Para Sport（WSPS）

世界パラ射撃連盟

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)

設立当初の事業年度 活動予算書
 法人設立の日から令和8年3月31日まで
 特定非営利活動法人 日本パラクレ射撃連盟
 (単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
普通会員受取会費	9,000		
賛助会員受取会費			
IPCライセンス申請料	20,000	79,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	30,000		
受取国庫補助金	500,000	530,000	
4. 事業収益			
体験会依頼事業収益	60,000	60,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			669,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
交通費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
国内強化合宿費	200,000		
国内普及活動費	160,000		
IPCライセンス			
海外遠征費			
その他経費計	100,000		
事業費計		460,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
交通費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
地代家賃			
車両費	200,000		
その他経費計			
管理費計		200,000	
経常費用計			660,000
当期経常増減額			9,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			9,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			9,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 日本パラクレー射撃連盟
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	50,000		
普通会員受取会費	15,000		
賛助会員受取会費			
IPCライセンス申請料	40,000	105,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
ボランティア受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	100,000		
受取国庫補助金	500,000	600,000	
4. 事業収益			
体験会依頼事業収益	100,000	100,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			805,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
交通費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
国内強化合宿費	150,000		
国内普及活動費	40,000		
IPCライセンス			
海外遠征費	300,000		
その他経費計	10,000		
事業費計		500,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
交通費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
地代家賃	252,000		
車両費			
その他経費計	40,000		
管理費計		292,000	
経常費用計			792,000
当期経常増減額			13,000
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			13,000
前期繰越正味財産額			9,000
次期繰越正味財産額			22,000